

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 号
件 名	保有個人情報開示請求書を提出する際の請求者の本人確認の取扱いを統一することを求めることについて
要 旨	<p>保有個人情報開示請求書には、「3、本人確認等、ア、開示請求者、<input type="checkbox"/>本人、イ、請求者本人確認書類、<input type="checkbox"/>運転免許証」等と記載されています。この本人確認の取扱いが、対応者によって全く異なっています。本人確認の提示を全く求めてこない人に対して、「本人確認のための運転免許証は必要ないのですか。」と聞いても、提示を求めない人もいます。</p> <p>上記の本人確認の欄を後で、運転免許証にチェックを記載して処理しているのでしょうか。このように、確認をしないで請求書を受理し、処理することに問題はないのでしょうか。有効な請求書として処理できるのでしょうか。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 請求者の本人確認を確実にを行うこと。</p> <p>2 運転免許証等により確認せず、請求人が帰った後に確認したとして、運転免許証にチェックを記載する行為について、市はきちんと対応すること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和5年6月12日</p> <p>第1項 } 第2項 } 総務常任委員会</p>
受 理	令和5年5月31日 第140号